

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和4年10月21日（金）
開会 午後3時22分
閉会 午後4時12分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）片岡健一郎、（副委員長）須藤智子
（委員）谷平敬子、宮川隆、梶谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員、大野慎治議員
- 7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 8 委員長あいさつ
- 9 議長あいさつ
- 10 協議事項

（1）令和5年度当初予算（議会費）について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料のとおり令和5年度予算（議会費）を要求していくものと決した。

【質疑】

関戸副議長：議員活動費特別旅費の議会基本条例推進協議会日当16人分の予算は具体的に何を指すか。

議会事務局統括主査：これまで、バスを含む公用車による遠方への視察を実施してきた。その際に行き先によっては日当が発生するためである。

谷平委員：市議会だよりの音訳によって発生する消耗品であるが5名分である。先の音訳団体の意見交換の中で4名と言われていたと思うがどうか。

議会事務局統括主査：現在広報いわくらの音訳版作成による消耗品が5つ分と確認しているので、その数分の予算である。

宮川委員：4名と図書館設置分で5つ分と思われる。

関戸副議長：議員用防災服4名分とあるがヘルメットは新たに購入せず既存のものをを用いるという解釈で良いか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。議員用防災服は、上着、ズボン、ベルト及びネームプレートで1組となっている。

梶谷委員：音訳謝礼5回とあるのは4定例会と臨時議会の計5回と想定するが、3月・9月定例会の内容と臨時議会では音訳量に差異が生じるので、平均して5回分の謝礼が適切な額と判断したのか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。補足すると、元々、広報いわくらの音訳版は作成されており謝礼が発生していた。今回、広報いわくら音訳

に係る謝礼を増額したいとの情報が入っているので、増額後の謝礼とそれぞれの冊子頁数を比較し妥当と思われる額を計上した。

議会事務局長：市議会だより音訳に係る県内自治体の状況を報告する。市議会だよりの音訳を行っている自治体数は38市中25市である。謝礼に加え消耗品費を計上しているのは4自治体、謝礼のみの計上が7自治体、消耗品のみの計上が4自治体、無償が10自治体である。

榊谷委員：謝礼はいくらか。

議会事務局長：謝礼の範囲はまちまちだが高額ではない。執行機関の広報紙と合わせた支払いの自治体もある。今回計上した1回1万円を基準とするならば低くはないと言える。

(2) その他

(議会の個人情報の保護に関する条例の制定に係るパブリックコメントについて)

関戸副議長：議会の個人情報の保護に関する条例の制定に係るパブリックコメントが前回の議会運営委員会で決まった。現時点でまだ実施していない。執行機関も同様に実施していないが、実施していないのは条例制定によって市民に制約をかけるものでもないためのものである。議会は執行機関に準じてということではないが、議会運営委員会に決定権があるため再度議論いただきたい。

片岡委員長：副議長の提案である。前回の議会運営委員会ではパブリックコメントの実施することを決定したところではあるが、執行機関も熟考したうえで実施しないという結論に至ったようだ。議会運営委員会では執行機関もパブリックコメントを実施するならば議会も足並みを揃えてということで結論に至ったのだが方向性が変わったようだ。まだ議会側も実施していないという状況で、執行機関側は実施しないという結論に至っている。どのように考えるか。パブリックコメント実施には30日間を要することになる。すぐに実施したとして期間の終了は12月定例会開会の直前になってしまう。

関戸副議長：現状、事務局の考えはあるか。

議会事務局統括主査：これまでの経過をご説明すると、本条例を8月末から市の例規審査委員会で審査いただいた。審査の中で委員会からパブリックコメント実施の有無について、市の法律施行条例と議会の条例の双方に対してお尋ねがあった。その時点でパブリックコメントの実施は議会に意見を伺っていなかったため保留としていた。執行機関は実施の方向のようであった。パブリックコメントについては、実施の有無をご議論いただいた

前回の議会運営委員会まで経過することとなった。先ほど副議長が言われたように、執行機関が実施しないという方向性について理由を尋ねてみた。パブリックコメントの必要性は市民参加条例に規定されているのだが、同条例第6条第1項に「執行機関は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければなりません。」と規定されており、逆に規定されていなければ手続は必要ないということにもなる。また、同条例第2項に市民参加の手続の対象としないことができる項目が規定されている。執行機関は、そのうちの「市民参加の手続の結果を反映しがたいもの」に個人情報保護条例の廃止及び法律施行条例が該当するという判断をされている。岩倉市個人情報保護条例を廃止する条例は、国が個人情報保護制度を法律に一本化するため、市の判断の入る余地がないという解釈であり、岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例は、法で許容された範囲内において必要事項を定めたものにすぎないためという解釈のようである。以上からパブリックコメントは要しないと決定されたようだ。議会の個人情報の保護に関する条例はどうするんだということだが、今回、議会は法律の適用除外となって新たに条例の制定が必要となった。しかし、制定条例は個人情報保護法の共通ルールと同様の個人情報保護制度の規定となっている。すなわち、これまでの運用を維持していくには、様々な意見を反映することで現行の運用と大きくかけ離れてしまう恐れが考えられる。以上から現行の個人情報の保護の観点からいえば市民参加の手続の結果を反映しがたいものと捉える。

片岡委員長：事務局から説明されたが、執行機関は「市民参加の手続の結果が反映しがたい」という判断からの結論のようだ。そして、議会も同様のよう考えられ得るようだ。何かご意見はあるか。

須藤副委員長：パブリックコメントを実施しないという判断に異議なし。

片岡委員長：実施しないことに異議なしという意見が出たが他の委員はどうか。

各委員：異議なし。

片岡委員長：パブリックコメントは実施しないものと決する。予定通り12月定例会の初日に委員会提出議案として提出していきたい。

水野議員：執行機関の条例と合わせて議案番号はどのように割り振られるのか。

議会事務局統括主査：議会の個人情報の保護に関する条例は議会から委員会として提出するため番号の取り方が違う。議会が把握している番号を議会が振ることになる。

1 1 その他
特になし。